

木材産業等高度化推進資金 資金の概要

令和8年6月30日時点

資金の種類		資金の内容	認定を要する計画	貸付限度額	利率(※1)		償還期限
					短期資金	長期資金	
合 事 理 業 化 経 営 資 金 改 善	素材生産等促進資金	素材生産のための作業道開設・改良費用、作業委託費、立木、素材又は製材等の購入代金、素材等の加工を行うのに必要な作業労賃等	合理化計画 【事業経営改善計画】	1億円 (※2)	1.95%～ 2.25%	2.20%～ 2.85%	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 (据置期間 1年以内)
	新規需要創出資金	木材の新規需要の創出に資する木材製品を生産するための素材等の購入代金、加工を行うのに必要な作業労賃等		1億円	1.95%	2.20%	
木材高度加工資金		木材の高度加工を行うのに必要な作業労賃、素材の購入代金(JAS無垢材に限る)等、又はこれらの資金を借り受ける者に素材の供給を行うための素材生産実施費用等	合理化計画 【構造改善計画】	1億円 (※2)	1.95%	2.20%	
林 業 経 営 改 善 資 金	林業経営高度化推進資金	造林に必要な作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費、素材生産の請負わせを行うのに必要な費用等	林業経営改善計画	1億5千万円 (※2)	2.25%	2.85%	
	伐採・造林一貫作業推進資金	素材生産及び造林を一貫的に行うための素材生産実施費用、造林に必要な作業労賃、苗木代等		2億円 (※2)	選定経営体 1.95% 選定経営体以外 2.15%	選定経営体 2.20% 選定経営体以外 2.65%	
木材安定供給資金		森林所有者等が木材利用事業者等と共同して、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業を実施するために必要な素材生産、素材の引取り及び加工、木材の流通に係るコーディネート、素材又は木材製品の輸送等に要する費用	木材安定供給確保 事業計画	3億円 (※2)	1.95%	2.20%	

※1: (独)農林漁業信用基金による信用保証を利用した場合、利率は0.40%引き下げられます。

※2: 貸付限度額は、木材取扱量等の一定の条件を満たす場合、林野庁と協議の上、特認により引き上げが可能となる場合があります。

※3: 素材生産等促進資金の利率は、貸付対象者の規模等によって変動します。

木材取扱量が年間約10,000m³以上または選定経営体 ↑ 低
木材取扱量が年間約3,000m³以上10,000m³未満 ↓
木材取扱量が年間約3,000m³未満 ↓ 高